

施設等利用費の請求方法について

保育園、認定こども園（保育園部分）、小規模保育事業所、事業所内保育事業所（地域枠）、企業主導型保育事業所を利用している場合は対象となりません

支給の対象（保育の必要性がある場合に限る）

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）に通っている方

左記以外の方

利用料

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育（※）を利用する場合の利用料（本料を除く）

※ 利用する施設が預かり保育を実施していない等の場合、認可外保育施設等の利用料も月額上限額（11,300円又は16,300円）の範囲内で支給対象となります。

認可外保育施設（ベビーシッターを含む）、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター（送迎のみの利用は除く）の利用料

対象

満3歳児
クラス
（3号認定）



3～5歳児
クラス
（2号認定）



0～2歳児
クラス
（3号認定）



3～5歳児
クラス
（2号認定）



内容

住民税非課税
世帯のみ

月額上限
450円×利用日数
（最大16,300円）

月額上限
450円×利用日数
（最大11,300円）

住民税非課税
世帯のみ

月額上限
42,000円

月額上限
37,000円

◎ 保護者の就労等により、家庭での保育が困難である世帯に限ります。

請求手続の3ステップ

- 1 無償化の対象として「確認」を受けた施設を
- 2 「給付認定（2号・3号）」を受けたお子さんが利用した場合
- 3 認定保護者からの請求を受けて広島市が支給します

請求の詳細は次ページから⇒

ステップ①【確認】

預かり保育や認可外保育施設等の利用料についての施設等利用費の支給を受けられるのは、市町村から無償化の対象であることの「確認」を受けた施設・サービスを利用した場合です。

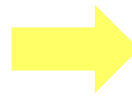
広島市内の対象施設・サービスは広島市ホームページ「確認を受けた施設・サービス」の欄をご確認ください



ステップ②【認定】

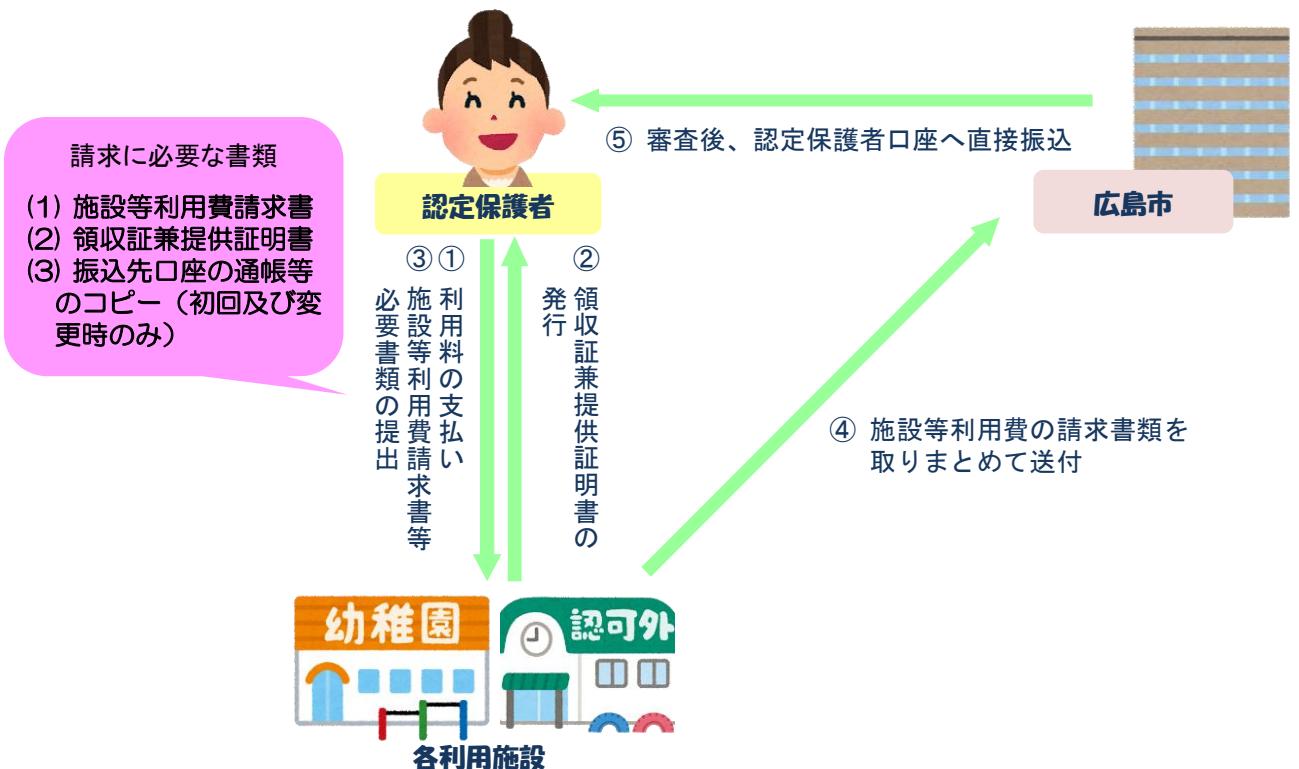
預かり保育や認可外保育施設等の利用料についての施設等利用費の支給を受けるためには、「施設等利用給付認定(2号・3号)」を受ける必要があります。

施設等利用給付認定については、広島市ホームページ「認定の手続について」の欄をご確認ください



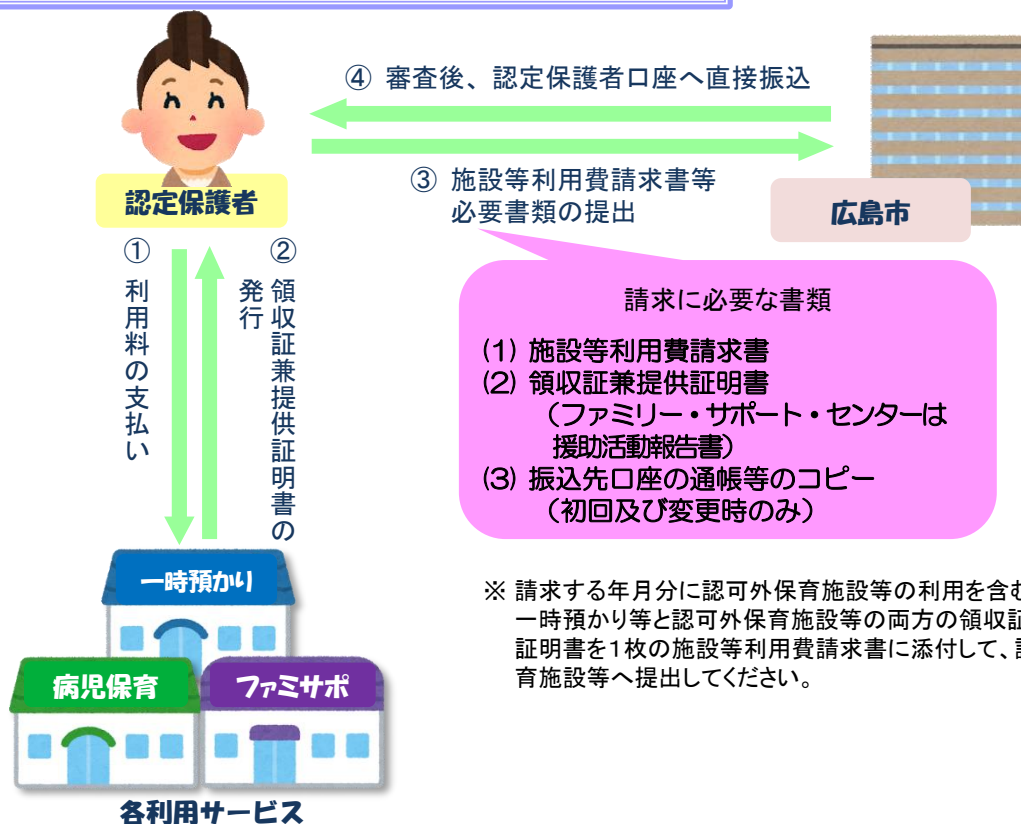
ステップ③【請求の流れ】

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育、認可外保育施設を利用した場合



利用料の請求は、(1)施設等利用費請求書、(2)領収証兼提供証明書、(3)振込先口座の通帳等のコピー（初回及び変更時のみ）を、**各利用施設へ提出**してください。

一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター、
ベビーシッターを利用した場合



利用料の請求は、(1)施設等利用費請求書、(2)領収証兼提供証明書(ファミリー・サポート・センターは援助活動報告書)、(3)振込先口座の通帳等のコピー(初回及び変更時のみ)を、**広島市子ども未来局幼保給付課へ郵送**してください。

【請求時の共通注意事項】

- ・施設等利用費請求書は、利用施設・サービスにより様式が異なります。
- ・請求者は、施設等利用給付認定保護者としてください。
- ・兄弟姉妹で利用されている場合も、請求書は児童1人につき1枚記入してください。

各施設等利用費請求書の詳しい記入方法については、
広島市ホームページ「請求方法」の欄をご確認ください



◎ 給付請求の受付は四半期ごとに行います。

請求 締切	施設利用期間	請求締切日	支払予定日	
	第1期	～ 6月分まで	7月16日(火)	9月30日(月)
	第2期	～ 9月分まで	10月15日(火)	1月6日(月)
	第3期	～ 12月分まで	1月15日(水)	3月31日(月)
	第4期	～ 3月分まで	4月15日(火)	6月30日(月)

- ※ 支給が決定した方には、支給額決定通知書を発送します。
 ※ 施設によって、締切を別途設定されている場合はその指示に従ってください。
 各請求締切日に間に合わなかった場合は、次回の支払いとなります。

よくある質問

Q1. 幼稚園等の預かり保育は、月額いくら支給されますか？

A1. ①～③いずれか低い額が支給されます。

①実際に支払った預かり保育料（おやつ代や文房具代等を除いた部分）

②450円×利用日数

③月額上限額（学齢によって以下に分かれます）

満3歳児クラス在籍者（満3歳に達してから3月31日まで）は、保育の必要性があり、住民税非課税世帯に該当する場合は16,300円、3～5歳児クラス在籍者は保育の必要性があれば11,300円です。

Q2. 認可外保育施設等は、月額いくらまで支給されますか？

A2. 0～2歳児クラス在籍者は、保育の必要性があり、住民税非課税世帯に該当する場合は上限42,000円、3～5歳児クラス在籍者は保育の必要性があれば上限37,000円です。

Q3. 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）と認可外保育施設等を併用していますが、どちらの利用料も支給されますか？

A3. 施設によって異なります。幼稚園等が①預かり保育を実施していない、②1日の開園時間が預かり保育を含めて8時間未満、③年間の開園日数が200日未満のいずれかに該当する場合は、幼稚園等に加え、認可外保育施設等の利用料も月額上限額（11,300円又は16,300円）の範囲内で支給対象となります。

広島市内の幼稚園等の預かり保育の実施状況は広島市ホームページ

「[私立幼稚園及び認定こども園の幼稚園部分における預かり保育の実施状況（幼児教育・保育の無償化関連）](#)」をご確認ください。



Q4. 直近の請求締切に間に合わなかった場合はどうなりますか？請求の期限はありますか？

A4. 直近の締切に間に合わなかった場合でも給付は受けられます。次回以降の請求締切日まで請求書類を提出してください。ただし、期限（時効）は2年ですので、ご注意ください。

Q5. 請求者は父母どちらでもよいですか？

A5. 請求者は、認定保護者に限ります。認定保護者は、施設等利用給付認定を受けたときに送付された「施設等利用給付認定通知書」に記載されていますので、ご確認ください。

Q6. 通帳レス口座の場合、振込先口座の通帳等のコピーとして何を提出すればよいですか？

A6. キャッシュカードのコピーや口座情報画面コピー等、口座確認できるものを提出願います。

Q7. 子どもの口座に振込できますか？

A7. できません。認定保護者（請求者）名義の口座への振込となります。

Q8. 「施設等利用給付認定通知書」を紛失してしまい、認定番号が把握できない場合は、どうすればよいですか？

A8. 認定を受けた区（広島市内の幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育を利用する方は施設の所在する区、その他の方はお住まいの区）の福祉課にお問い合わせください。

Q9. 領収証兼提供証明書を紛失してしまった場合でも、請求可能ですか？

A9. 請求できません。施設等に再発行していただき、書類をそろえた上で請求してください。

▼▼▼ 制度の詳細については下記をご覧ください ▼▼▼

■ お問い合わせはこちら

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市こども未来局幼保給付課

TEL 504-2154 FAX 504-2254

Email: ko-sidou@city.hiroshima.lg.jp

■ ホームページはこちら

市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)

→ 「暮らし・手続き」 → 「子育て」

→ 「保育園・認定こども園・幼稚園」

→ 「保育料・副食費・施設等利用費無償化」

→ 「幼児教育・保育の無償化」

